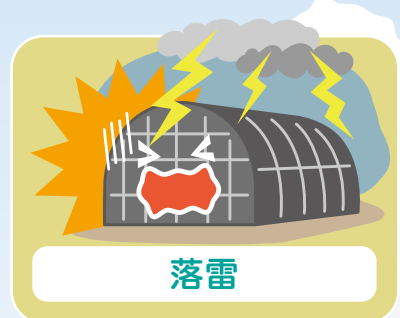
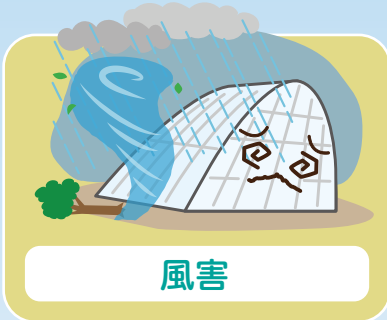


園芸施設共済

国や県の補助・融資事業で設置されたハウスは園芸施設共済等への加入が要件化されています。園芸施設共済に加入しましょう。

共済金の支払対象となる災害



安心のネットワーク
NOSAI
長崎県農業共済組合



補償対象



※ハウス本体は必ず加入していただき、オプションの加入・組み合わせは自由に選択できます。

被覆材を被覆している期間を「被覆期間」、被覆していない期間を「未被覆期間」と分けて加入していただきます。補償期間は1年間となります。(被覆しない期間もハウス本体を補償します。)

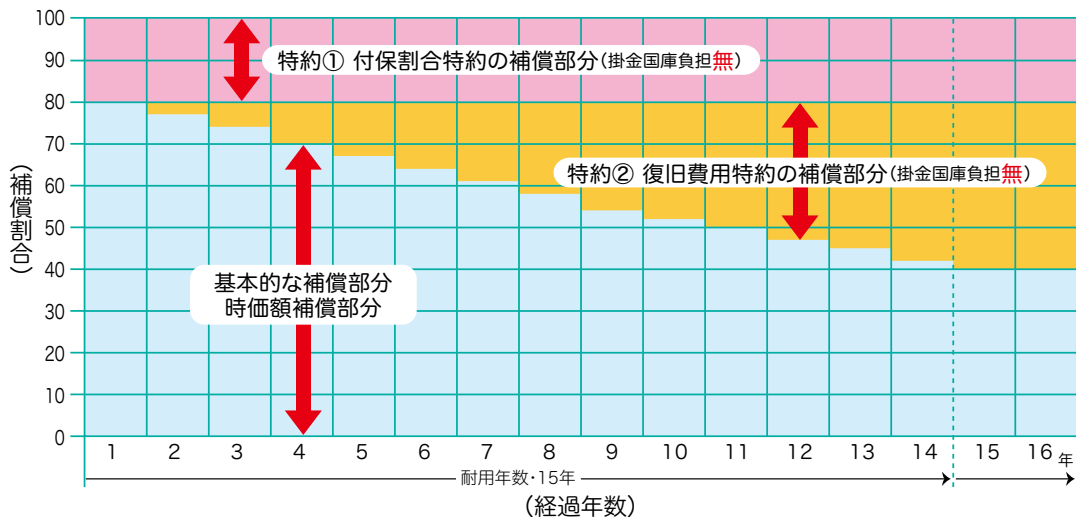
補償される金額



本体部分の補償について

基本的な補償部分(水色)に、農家選択により特約①(桃色)、特約②(橙色)を追加することができます。特約に加入することで、引受評価額(被覆材を除く)まで補償(共済金額)を広げることができます。

プラスチックハウスⅢ類



補償額計算例(面積1000m²、設置後15年経過、通年被覆のAPハウス補強型)

- 通常補償(ハウス本体+被覆材 補償割合80%) 補償280万円 掛金等37,500円
- 最大補償(通常+撤去+復旧+付保特約20%+1万円特約) 補償734万円 掛金等76,200円

撤去費用・復旧費用の支払対象は

撤去費用

- 本体(被覆材除く)の損害額が50%(ガラス室は35%)を超える場合
- 撤去に要した金額が100万円を超える場合

領収書等の提出が必要です。

復旧費用

- ハウス本体、付帯施設の損害でその復旧にかかる費用(被覆材除く)
- 再建築後及び修理後に支払

共済掛金

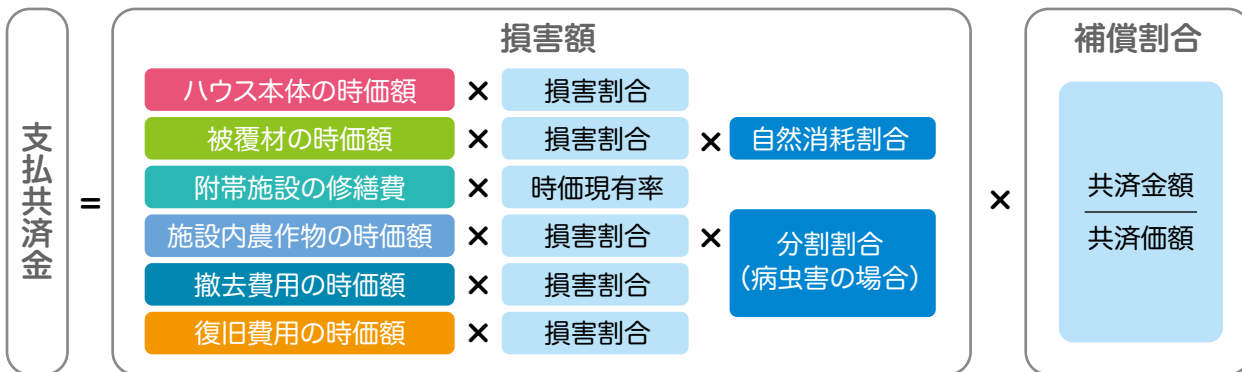
- ・共済掛金の**半分を国が負担**します。(共済金額の合計が**1億6000万円**まで)※ただし、特約には国の負担がありません。
- ・**危険段階別共済掛金率**を導入しています。
過去の被害によって加入者ごとに掛金率を設定しています。被害がなければ危険段階が下がっていきます。

$$\text{掛金等} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \frac{\text{補償期間}}{12\text{ヵ月}} \times 50\% + \text{事務費賦課金}$$

※掛金は税金の控除対象となります。

共済金の計算方法は

1棟ごとの被害額が選択した支払対象金額を超えた時に支払われます。



支払開始損害額が選択できるようになりました。

1 3万円又は共済価額の5%を超える損害

2 10万円、20万円、50万円、100万円を超える損害
※選択により掛金が安くなります

3 1万円を超える損害(特約)

- 支払対象にならないもの
- ①作物の収穫が終わってから管理不十分なビニール等の被害
 - ②ビニールのずれ落ちやめくれにより、ビニールに被害がない場合
 - ③施設内農作物の生理障害や薬害(内作物加入の場合)

園芸施設共済に共済掛金等割引パッケージを導入しました。

◆集団加入による共済掛金の割引措置(生産者部会等)

- ①部会等において園芸施設共済等へ加入する旨を取り決めます。
- ②部会等とNOSA Iにおいて園芸施設共済の一斉加入の協定を締結します。
- ③初回一斉加入受付前より加入率が増加し、加入割合が8割を超えること。

割引率：5%

◆補強した特定園芸施設の共済掛金の割引措置

パイプハウスの主要骨材のパイプの太さが31.8mm以上の施設又は同等の補強をした施設の共済掛金を割引します。

割引率：15%

◆農業経営収入保険と園芸施設共済のセット加入による事務費賦課金の割引措置

収入保険加入者の園芸施設共済事務費賦課金を割引します。

割引率：30%

◆集団加入による事務費賦課金の割引措置(生産者部会等)

構成員加入割合が50%以上で前年加入割合を維持。若しくは初回一斉加入受付時より加入割合が増加している場合。(収入保険セット加入割引と集団加入による割引のどちらかのみ)

①10人以上の構成員 ● 割引率：20%

②5人以上10人未満の構成員 ● 割引率：10%

被覆期間の変更があるときはNOSAIにご連絡ください!!!

作物の栽培状況に合わせて、被覆期間の変更が可能になりました! 申し込みいただいた被覆期間(被覆計画)に変更が生じた場合には、掛金の追徴・返還を行うため速やかに近隣のNOSAIに連絡をお願いいたします。

※事故発生後の通知はお支払できませんので十分ご注意ください。

その他こんな時はNOSAIへ連絡してください!

異動通知

- 施設を譲渡・移転または増改築するとき
- 被覆期間を変更するとき

被害発生通知

- ビニールやパイプ等に被害を受けたとき
- 施設内農作物に病虫害が発生したとき

※NOSAIが被害評価を行う前にビニール・パイプなどを交換・補修する場合は、取り替えた物をハウスの近くに残しておいてください。

連絡がない場合や遅れたりすると共済金が支払われないことがあります。

自然災害や病害が発生した場合は、すぐに被害申告をお願いします!

収入保険とのセット加入割引を新設しました!!!

(事務費賦課金の30%)

園芸施設共済



施設本体の補償

※既に内作物を補償対象としている場合、収入保険に加入の際は内作物の補償を外す必要があります。



収入保険



施設内農作物の補償

・災害をはじめ園芸施設共済ではカバーできない販売収入の低下も補償。

※青色申告を行っている方が対象です。



安心のネットワーク

NOSAI

長崎県農業共済組合(本所)

〒854-0071 諫早市永昌東町22-10

TEL 0957-23-6161 FAX 0957-24-2876

- 西部支所 TEL 095-884-2360
- 五島事務所 TEL 0959-72-4188
- 県央支所 TEL 0957-23-0555
- 東彼事務所 TEL 0957-49-3511
- 県南支所 TEL 0957-77-2161
- 島原南事務所 TEL 0957-84-3121

- 県北支所 TEL 0956-41-6004
- 平戸事務所 TEL 0950-20-1021
- 宇久小値賀出張所 TEL 0959-57-3015
- 壱岐対馬支所 TEL 0920-47-1317
- 対馬出張所 TEL 0920-58-2277

お問い合わせは、最寄りの支所へお気軽にご連絡ください。